

＊北海道公報

発行 北 海 道
(総務部法制文書課)
電話 011 - 231 - 4111
(内線 22-264)
FAX 011 - 232 - 1385
印刷 富士プリント(株)

目 次	ページ
規 則	
○北海道屋外広告物条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則 (都市計画課)	41
告 示	
○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の変更の認可..... (農業支援課)	41
○道営土地改良事業変更計画の決定..... (農業支援課)	41
○海岸保全区域の指定の一部改正..... (農村整備課)	42
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定..... (治山課)	42
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定..... (治山課)	42
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更..... (治山課)	43
○森林法による通知に代える公示..... (治山課)	44
○道路の供用の開始..... (道路整備課)	45
○道路の区域の変更及び供用の開始..... (道路整備課)	45
支 庁 告 示	
○貸金業者の営業所又は事務所所在地等の不確知.....	45
道立小児総合保健センター告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示 (2件).....	45
道教育庁渡島教育局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	46
道人事委員会規則	
○初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則.....	46
道警察本部告示	
○停止処分者講習実施規程の一部を改正する規程.....	47
○初心運転者講習実施規程の一部を改正する規程.....	48
○高齢者講習実施規程の一部を改正する規程.....	49
○違反者講習実施規程の一部を改正する規程.....	50
○特定任意高齢者講習等実施規程の一部を改正する規程.....	50
○取消処分者講習実施規程の一部を改正する規程.....	51
○特定調達契約に係る資格に関する公示.....	51

○特定調達契約に係る入札の公告..... 51

規

則

北海道屋外広告物条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成17年5月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第63号

北海道屋外広告物条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

北海道屋外広告物条例の一部を改正する条例 (平成16年北海道条例第104号) 附則第1項ただし書に規定する改正規定 (第2条第1項第1号の改正規定に限る。) の施行期日は、平成17年6月1日とする。

告

示

北海道告示第418号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第57条の2第3項の規定により、夕張土地改良区が管理する沼ノ沢第3頭首工に係る管理規程の変更を認可した。

平成17年5月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

許可した管理規程の概要

沼ノ沢第3頭首工の維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。

北海道告示第419号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第87条の3第1項の規定により、道営土地改良 (第2南部地区畑地帯総合整備 [担い手支援型] (区画整理、暗きょ、土層改良)) 事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道網走支庁に備え置いて、平成17年6月1日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取

消しの訴えを提起することができる。

平成17年 5月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第420号

昭和36年北海道告示第1228号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。

その関係図面は、北海道農政部農村整備課、北海道建設部砂防災害課、北海道網走支庁農業振興部調整課及び北海道網走土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成17年 5月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

6 北見沿岸海岸保全区域の北見沿岸の(8)湧別海岸の湧別町の項海岸保全区域の欄2の事項を次のように改める。

2 字東湧別漁港東側水域境界延長線と45番地海側境界との交点（A点）から1番地東角（B点）を結ぶ線、A点とA点から湧別漁港区域水域境界線沿いに130メートルの点（①点）までを引いた線、①点とB点から北東に180メートルの点（②点）を結ぶ線、B点と②点を結ぶ線とに囲まれた区域

6 北見沿岸海岸保全区域の北見沿岸の(8)湧別海岸の湧別町の項海岸保全区域の欄中4の事項を5の事項とし、同欄3の事項中「17度09分29秒」を「24度42分22秒」に改め、同事項を同欄4の事項とし、同欄2の事項の次に次の1事項を加える。

3 東海岸の次の基点Aから基点Rまでの各点を順次に結ぶ線、基点Rと補点Sと補点Tを結ぶ線、補点Tと補点Uを結ぶ線、補点Uと基点Aを結ぶ線によって囲まれた区域

基点A 4級基準点T A - 1（座標値 X = 26,049.032、Y = 110,614.063）から方向角17度58分12秒の方向38.57メートルの地点

基点B 基点Aから方向角121度43分56秒の方向167.47メートルの地点

基点C 基点Bから方向角221度43分11秒の方向9.36メートルの地点

基点D 基点Cから方向角113度16分05秒の方向324.57メートルの地点

基点E 基点Dから方向角111度17分55秒の方向357.37メートルの地点

基点F 基点Eから方向角115度52分45秒の方向251.46メートルの地点

基点G 基点Fから方向角112度43分33秒の方向269.11メートルの地点

基点H 基点Gから方向角113度09分10秒の方向793.27メートルの地点

基点I 基点Hから方向角114度52分19秒の方向561.25メートルの地点

基点J 基点Iから方向角112度53分51秒の方向238.72メートルの地点

基点K 基点Jから方向角113度01分54秒の方向89.46メートルの地点

基点L 基点Kから方向角112度58分33秒の方向407.42メートルの地点

基点M 基点Lから方向角113度05分06秒の方向368.26メートルの地点

基点N 基点Mから方向角113度18分11秒の方向562.74メートルの地点

基点O 基点Nから方向角113度14分07秒の方向14.40メートルの地点

基点P 基点Oから方向角113度32分37秒の方向449.99メートルの地点

基点Q 基点Pから方向角89度28分20秒の方向7.60メートルの地点

基点R 基点Qから方向角114度43分55秒の方向63.76メートルの地点

補点S 基点Rから方向角24度42分22秒の方向138.71メートルの地点

補点T 補点Sから方向角24度42分22秒の方向14.09メートルの地点

補点U 補点Tから方向角293度50分29秒の方向4928.02メートルの地点

基点A 補点Uから方向角202度40分33秒の方向161.53メートルの地点

北海道告示第421号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成17年 5月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 解除予定保安林の所在場所 勇払郡厚真町字豊沢918（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 風害の防備

3 解 除 の 理 由 用排水路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道胆振支庁経済部林務課及び厚真町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第422号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成17年 5月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 指定施業要件変更予定保安林 根室市（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 霧害の防備

(3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件

ア 立 木 の 伐 採 の 方 法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 厚岸郡浜中町（次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 3(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 川上郡弟子屈町（次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 4(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 標津郡標津町（次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 霧害の防備 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係支庁経済部林務課並びに根室市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第423号 森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業	要件を変更する。 平成17年5月31日 北海道知事 高橋 はるみ 1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 松前郡福島町（次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 松前郡福島町（次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 3(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 松前郡福島町（次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 魚つき (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 4(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 松前郡福島町（次の図に示す部分に限る。）
--	---

- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 5(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 枝幸郡中頓別町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
中頓別町（次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 6(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 枝幸郡中頓別町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 7(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 様似郡様似町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
様似町（次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 8(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 様似郡様似町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 9(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 様似郡様似町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係支庁経済部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第424号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3及び第33条第6項において準用する同法第33条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を中頓別町役場の掲示場に掲示する。その要旨は、平成17年北海道告示第423号のとおりである。

平成17年 5 月31日		北海道知事 高 橋 はるみ	
所在が不明な者			
枝幸郡中頓別町字小頓別99の 1 所在の森林について所有権を有する 内藤 清、山口幸光			
枝幸郡中頓別町字小頓別99の 2 所在の森林について所有権を有する 伊部志けの、渡辺浩子			
枝幸郡中頓別町字小頓別99の 4 所在の森林について所有権を有する 佐々木幹雄			
枝幸郡中頓別町字小頓別100の 1 所在の森林について所有権を有する 桶屋 貞雄			
枝幸郡中頓別町字小頓別100の12ほか 3 筆所在の森林について所有権を有する 高橋 悟			
枝幸郡中頓別町字小頓別101の 3 所在の森林について所有権を有する 菅原 武			
北海道告示第425号			
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始する。			
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道帯広土木現業所に備え置いて、告示の日から 2 週間、一般の縦覧に供する。			
平成17年 5 月31日			
路 線 名		供 用 開 始 の 区 間	
道道 幕 別 大 樹 線	中川郡幕別町字中里453番 1 地先から 中川郡幕別町字中里453番 9 地先まで		平成17. 5.31
道道 上土幌音更線	河東郡土幌町字土幌東 7 線190番 1 地先から 河東郡土幌町字土幌東 7 線184番 1 地先まで		同
道道 直 別 共 栄 線	十勝郡浦幌町字チブネオコッペ 9 番 1 地先から 十勝郡浦幌町字昆布刈石99番地先まで		同
北海道告示第426号			
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第 2 項の規定により道路の供用を開始する。			
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道網走土木現業所に備え置いて、告示の日から 2 週間、一般の縦覧に供する。			
平成17年 5 月31日			
1 道路の種類		道道	

2 路 線 名	下仁頃相内停車場線				
3 道路の区域	区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間
	北見市大和46番 6 地先から 北見市大和47番 1 地先まで	前	14.30mから 23.90mまで	173.00m	――
		後	19.50mから 38.80mまで	173.00m	――

支 庁 告 示					
北海道渡島支庁告示第15号					
次の貸金業者の営業所の所在地及び所在を確知できないので、貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第38条第 1 項の規定により公告する。					
なお、公告の日から30日を経過しても申出がないときは、同項の規定により当該貸金業者の登録を取り消すことがある。					
平成17年 5 月31日					
北海道渡島支庁長 新 田 彰					
1 住 所	上磯郡上磯町飯生 1 丁目 1 番20号				
2 商 号 又 は 名 称	ルビナス				
3 氏 名	箕輪田和代				
4 登 録 番 号	北海道知事 ⁽¹⁾ 渡第00825号				
5 主たる営業所の所在地	上磯郡上磯町飯生 1 丁目 1 番20号				

道立小児総合保健センター 告 示	
北海道立小児総合保健センター告示第19号	
次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。	
平成17年 5 月31日	
北海道立小児総合保健センター所長 工 藤 亨	
1 落札に係る物品等の名称及び数量	
(1) 落札に係る物品等の名称	ノルデイトロピンノルディフレックス注（10mg 1 筒 / 箱）1 筒 / 箱当たりの単価
(2) 数 量	調達予定数量 360箱
2 落札を決定した日	

平成17年 3月22日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社モロオ (2) 住 所 札幌市中央区北 3 条西15丁目 1 番地の50 4 落札金額 109,500円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成17年 2月 8 日付け北海道立小児総合保健センター告示第 1 号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道立小児総合保健センター総務部総務課 (2) 所在地 北海道小樽市銭函 1 丁目10番 1 号 北海道立小児総合保健センター告示第20号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成17年 5月31日 北海道立小児総合保健センター所長 工 藤 亨 1 落札に係る物品等の名称及び数量 (1) 落札に係る物品等の名称 重油（J I S 1 種 2 号）1 ℓ 当たりの単価 (2) 数 量 調達予定数量 1,000k ℓ 2 落札を決定した日 平成17年 3月22日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 新北光石油株式会社 (2) 住 所 札幌市中央区南 4 条東 2 丁目 4 落札金額 44.4円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成17年 2月 8 日付け北海道立小児総合保健センター告示第 1 号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道立小児総合保健センター総務部総務課	(2) 所在地 北海道小樽市銭函 1 丁目10番 1 号 道教育庁渡島教育局告示 北海道教育庁渡島教育局告示第 5 号 次のとおり随意契約の相手方を決定した。 平成17年 5月31日 北海道教育庁渡島教育局長 西 村 守 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量 (1) パーソナルコンピュータ 一式 84台（1月当たりの単価） (2) パーソナルコンピュータ 一式 42台（1月当たりの単価） 2 随意契約の相手方を決定した日 平成17年 5月 9 日 3 随意契約の相手方の氏名及び住所 (1) 1 の(1)に係る分 ア 氏 名 株式会社日立キャピタル株式会社 イ 住 所 東京都港区西新橋二丁目15番12号 (2) 1 の(2)に係る分 ア 氏 名 株式会社近藤商会 イ 住 所 北海道函館市西桔梗町589番地 4 随意契約に係る契約金額（1月当たりの単価） (1) 1 の(1)に係る分 477,750円 (2) 1 の(2)に係る分 219,450円 5 契約の相手方を決定した手続 随意契約 6 随意契約によった理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 2 第 1 項第 6 号の規定による。 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁渡島教育局企画総務課 (2) 所在地 北海道函館市美原 4 丁目 6 番16号 道 人 事 委 員 会 規 則 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成17年 5月31日

北海道人事委員会規則 7 - 1089

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（北海道人事委員会規則 7 - 405）の一部を次のように改正する。

別表第 3 の大学卒の欄第 5 号中(4)を(5)とし、(3)を(4)とし、(2)を(3)とし、(1)の次に(2)として次のように加える。

(2) 国立看護大学校看護学部卒業

別表第 3 の大学卒の欄中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

三 専門職学位課程修了	学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了
-------------	--------------------------

別表第 5 の表中

修 士 課 程 修 了	18年	+	2年	+	4年	+	6年	+	9年	を
修 士 課 程 修 了	18年	+	2年	+	4年	+	6年	+	9年	に
専門職学位課程修了	18年	+	2年	+	4年	+	6年	+	9年	」

改める。

別表第 6 イの表備考中「皇宮警察学校又は都道府県警察の警察学校の初任総合科の卒業生」を「皇宮警察又は都道府県警察における採用時教養の修了者」に改め、別表第 6 エの表

中	修 士 課 程 修 了 大 学 6 卒	1 級 5 号俸	を
「	修 士 課 程 修 了 専門職学位課程修了 大 学 6 卒	1 級 5 号俸	に改め、別表第 6 オの表中
「	修 士 課 程 修 了	2 級 5 号俸	を
	修 士 課 程 修 了 専門職学位課程修了	2 級 5 号俸	」

に改め、別表第 6 カの表中「修 士 課 程 修 了 2 級 8 号俸」を

「修 士 課 程 修 了
専門職学位課程修了 2 級 8 号俸」に改め、別表第 6 キの表中

「修 士 課 程 修 了
大 学 6 卒 2 級 5 号俸」を「修 士 課 程 修 了
専門職学位課程修了
大 学 6 卒 2 級 5 号俸」

に改め、別表第 6 キの表備考中「修士課程修了
大学 6 卒」を「修士課程修了
専門職学位課程修了
大学 6 卒」に改める。

附 則

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定は、平成17年 4 月 1 日から適用する。

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第76号

停止処分者講習実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年 5 月31日

北海道警察本部長 芦 刈 勝 治

停止処分者講習実施規程の一部を改正する規程

停止処分者講習実施規程（平成10年北海道警察本部告示第88号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「着眼点に」の次に「、大型自動二輪車」を加える。

第 5 条第 1 号中ウをエとし、同号イ中「総排気量0.125リットル以下のもの」を「マニュアル式及びオートマチック式のもの」に改める。

第 5 条第 1 号中イをウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 大型自動二輪車 マニュアル式及びオートマチック式のもの

第 6 条第 1 項第 2 号中「普通自動二輪車」を「大型自動二輪車」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、大型自動二輪車がない場合等には普通自動二輪車とする。

別表1 短期講習（二輪運転者用）の表6 安全運転の基礎知識の項講習の方法の欄中「○ 普通自動二輪車」を「○ 大型自動二輪車、普通自動二輪車」に改め、同表中期講習（二輪運転者用）1日目の表6 安全運転基礎知識の項講習方法の欄中「○ 普通自動二輪車」を「○ 大型自動二輪車、普通自動二輪車」に改め、同表中期講習（二輪運転者用）2日目の表3 運転適性についての診断と指導④の項講習方法の欄中「○ 普通自動二輪車」を「○ 大型自動二輪車、普通自動二輪車」に改め、同表長期講習（二輪運転者用）1日目の表6 安全運転の基礎知識の項講習方法の欄中「○ 普通自動二輪車」を「○ 大型自動二輪車、普通自動二輪車」に改める。

附 則

この規程は、平成17年6月1日から施行する。

北海道警察本部告示第77号

初心運転者講習実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年5月31日

北海道警察本部長 芦 刈 勝 治

初心運転者講習実施規程の一部を改正する規程

初心運転者講習実施規程（平成２年北海道警察本部告示第46号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号中「大型二輪免許に係る講習車両は、原則として」の次に「AT限定大型二輪免許（道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第24条第6項の表大型二輪免許の項に定めるAT限定大型二輪免許をいう。）に係る講習車両は総排気量0.600リットル以上0.650リットル以下、限定なし大型二輪免許に係る講習車両は」を加え、「小型限定普通二輪免許に係る講習車両は、原則として総排気量」の次に「0.100リットル以上」を加える。

第12条及び第19条第2項中「又は方面本部長」を「（方面本部管内に所在する指定講習機関の責任者は、当該方面本部長）」に改める。

第19条の次に次の1条を加える。

(運転習熟指導員の報告)

第19条の2 責任者は、運転習熟指導員の選任状況について、毎事業年度終了後3月以内に運転習熟指導員名簿（別記様式第11号）により本部主管課長を経由して、交通部長（方面本部管内に所在する指定講習機関の責任者にあつては、当該方面本部長）に報告しなければならない。

2 責任者は、運転習熟指導員が指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第7条第5号及び第17条の規定に基づく講習を終了したときは、すみやかに運転習熟指導員研修結果報告（別記様式第12号）により本部主管課長を経由して、交通部長（方面本部管内に所在する指定講習機関の責任者にあつては、当該方面本部長）に報告し

なければならない。

第20条第1項第4号中「（別記様式第11号）」を削る。

別記様式第11号を次のように改める。

別記様式第11号（第19条の2 関係）

運 轉 習 熟 指 導 員 名 簿

[illegible]

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番縦長とする。

別記様式第11号の次に次の様式を加える。

別記様式第12号（第19条の2第2項関係）

運転習熟指導員研修結果報告

年 月 日

殿

指定講習機関名

講習実施責任者

印

区 分	項 目
研修受講者の 氏名・生年月日	氏名 年 月 日 生（ 歳）
研修前の資格	☐ 教習指導員 ☐ 技能検定員 ☐ 運転習熟指導員（ ☐ 二輪 ☐ 四輪 ☐ 兼任 ）
研修コース	☐ 新任 ☐ 現任 ☐ 二輪コース ☐ 四輪コース ☐ 兼任コース
終了年月日	年 月 日
修了証番号	年 第 号

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番縦長とする。

附 則

この規程は、平成17年6月1日から施行する。

北海道警察本部告示第78号

高齢者講習実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年5月31日

北海道警察本部長 芦 刈 勝 治

高齢者講習実施規程の一部を改正する規程

高齢者講習実施規程（平成10年北海道警察本部告示第89号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（学級編成）

第3条 1学級の編成は、講習効果の上がるよう適正な人数で編成するものとする。

第4条第2号中「普通自動車」の次に「、大型自動二輪車」を加え、同条第4号中「普通自動二輪車」の前に「大型自動二輪車又は」を加え、同条第6号中「悪天候により」の次に「大型自動二輪車、」を加える。

第5条第1号ウをエとし、同号イ中「総排気量0.125リットル以下のもの」を「マニュアル式及びオートマチック式のもの」に改める。

第5条第1号中イをウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 大型自動二輪車 マニュアル式及びオートマチック式のもの

第6条第1項第2号中「普通自動二輪車」を「大型自動二輪車」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、大型自動二輪車がない場合等には普通自動二輪車とする。

第10条中「道路交通法」の前に「受託者は、」を加え、「あらかじめ送付する書面」を「あらかじめ書面」に、「送付する受託者は、規則第36条の5第2項に規定する高齢者講習受講申請書（以下「受講者申請書」という。）を添付し、封書を」を「封書、シール式はがき等により」に改める。

別記様式第2号中「

講習車両台数
普通 普二 原付

」を「

講習車両台数
普通 大二 普二 原付

」に改める。

別記様式第5号中

「

使用車両等	普通車	台
	普通二輪車	台
	原動機付自転車	台
	その他	台
	運転シミュレーター	台

」を

使用車両等	普通車	台
	大型二輪車	台
	普通二輪車	台
	原動機付自転車	台
	その他	台
	運転シミュレーター	台

に改

める。

附 則

この規程は、平成17年 6月 1日から施行する。

北海道警察本部告示第79号

違反者講習実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年 5月31日

北海道警察本部長 芦 刈 勝 治

違反者講習実施規程の一部を改正する規程

違反者講習実施規程（平成10年北海道警察本部告示第87号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「着眼点に」の次に「、大型自動二輪車」を加える。

第4条第1号中ウをエとし、同号イ中「総排気量0.125リットル以下のもの」を「マニュアル式及びオートマチック式のもの」に改める。

第4条第1号中イをウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 大型自動二輪車 マニュアル式及びオートマチック式のもの

第5条第1項第2号中「普通自動二輪車」を「大型自動二輪車」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、大型自動二輪車がない場合等には普通自動二輪車とする。

別表1二輪運転者用の表6安全運転の基礎知識の項講習方法の欄中「○ 普通自動二輪」を「○ 大型自動二輪車、普通自動二輪車」に改める。

附 則

この規程は、平成17年 6月 1日から施行する。

北海道警察本部告示第80号

特定任意高齢者講習等実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年 5月31日

北海道警察本部長 芦 刈 勝 治

特定任意高齢者講習等実施規程の一部を改正する規程

特定任意高齢者講習等実施規程（平成14年北海道警察本部告示第99号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

（学級編成）

第6条 1学級の編成は、講習効果の上がるよう適正な人数で編成するものとする。

第7条第2号中「普通自動車」の次に「、大型自動二輪車」を加え、同条第4号中「普通自動二輪車」の前に「大型自動二輪車又は」を加え、同条第6号中「悪天候により」の次に「大型自動二輪車、」を加える。

第8条第1号中ウをエとし、同号イ中「総排気量0.125リットル以下のもの」を「マニュアル式及びオートマチック式のもの」に改める。

第8条第1号中イをウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 大型自動二輪車 マニュアル式及びオートマチック式のもの

第9条第1項第2号中「普通自動二輪車」を「大型自動二輪車」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、大型自動二輪車がない場合等には普通自動二輪車とする。

別記様式第2号中	講習車両台数			を	講習車両台数				に改める。
	普通	普二	原付		普通	大二	普二	原付	

別記様式第5号中

使用車両等	普通車	台
	普通二輪車	台
	原動機付自転車	台
	その他	台
	運転シミュレーター	台

を

使用車両等	普通車	台
	大型二輪車	台
	普通二輪車	台
	原動機付自転車	台
	その他	台
	運転シミュレーター	台

に改

める。

附 則

この規程は、平成17年 6月 1日から施行する。

北海道警察本部告示第81号

取消処分者講習実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年5月31日

北海道警察本部長 芦 刈 勝 治

取消処分者講習実施規程の一部を改正する規程

取消処分者講習実施規程（平成2年北海道警察本部告示第45号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「排気量125cc以下の普通自動二輪車又は原動機付自転車」を「マニュアル式若しくはオートマチック式の大型自動二輪車若しくは普通自動二輪車又は原動機付自転車（原則としてスクータータイプ）とする。」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、大型自動二輪車がない場合等には、大型自動二輪免許の保有者は普通自動二輪車とする。

別表3二輪車用の表第1日の部3の項講習資機材の欄並びに同部5の項講習資機材の欄及び第2日の部1の項講習資機材の欄中「普通自動二輪車（125cc以下）」を「大型自動二輪車、普通自動二輪車」に改める。

附 則

この規程は、平成17年6月1日から施行する。

北海道警察本部告示第82号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成17年5月31日

北海道警察本部長 芦 刈 勝 治

1 資格及び調達をする特定役務の種類

平成17年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第2条第3号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契 約 平成17年5月31日に一般競争入札の公告を行うベル式412E P型機体（だいせつ2号）5年定期点検契約
- (2) 資 格 ベル式412E P型機体（だいせつ2号）5年定期点検契約に関する資格（以下「資格」という。）
- (3) 特定役務の種類 ベル式412E P型機体（だいせつ2号）5年定期点検

2 資 格 要 件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)、(5)及び(6)によるほか、次による。

- (1) 平成17年5月1日現在において引き続き2年以上の回転翼航空機の修理事業を営んでいること。
- (2) 資格審査の申請をする日の直前2営業年度分（当該2営業年度が24月に満たない場合は、24月分）の決算において1の(1)に定める契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。
- (3) 3トン以上の回転翼航空機の製造又は修理の能力があること。
- (4) 製造者のベル・ヘリコプター・テキストロン社から、ベル式412E P型ヘリコプターのCustomer Service Facilityの指定を受けていること。
- (5) 国土交通省が発行する事業場認定書を受けていること。
- (6) 経済産業省が発行する航空機用機器修理方法認定証を受けていること。

3 資 格 要 件 の 特 例

平成16年北海道告示第447号の2による。

4 資格審査の申請の時期及び方法

- (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成17年5月31日（火）から6月23日（木）までの間にしなければならない。
- (2) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 北海道警察本部地域部航空隊

イ 提出先の所在地 札幌市東区栄町964番地

- 5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続き並びに資格の喪失
平成16年北海道告示第447号の3の(1)及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。

北海道警察本部告示第83号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成17年5月31日

北海道警察本部長 芦 刈 勝 治

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量
ベル式412E P型機体（だいせつ2号）5年定期点検 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 履 行 期 日 平成17年11月4日
- (4) 履 行 場 所 契約担当者等が指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

平成17年北海道警察本部告示第82号に規定するベル式412E P型機体（だいせつ2号）
5年定期点検契約に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部施設課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場（送付による場合は、郵便番号 060 - 8520 北海道警察本部総務部施設課）

(2) 入 札 日 時 平成17年7月11日 午前10時（送付による場合は、必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 3に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

(3) 交 付 期 間 平成17年5月31日（火）から6月23日（木）まで

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(1)のA及び3の(1)による。

8 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(8)、(10)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道警察本部総務部施設課

(2) 所 在 地 郵便番号 060 - 8520 札幌市中央区北2条西7丁目
電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2282

9 Summary

A . The nature and quantity of the services to be procured : Bell Model 412EP
(Daisetsu-II) 5-years inspection repair services

B . Bid tendering time and date : 10 : 00 A. M., July 11, 2005

C . For further information, please contact : Facilities Division General Affairs
Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters
Nishi 7-chome, Kita 2-jo, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido 060-8520 Japan
Phone : 011-251-0110 Extension 2282